

南風原町分別収集計画

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 地域の特性をいかした廃棄物リサイクル型社会づくりをすすめる。
- (2) 関係者が一体となった「ごみ減量とリサイクル運動」を積極的に推進する。
- (3) 町内の関係者が一体となった「ごみ排出抑制と資源再利用促進」を積極的に推進する。
- (4) 環境にやさしい町づくりと環境教育の充実を図る。

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みについては次の表のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
容器包装廃棄物	572 t	588 t	606 t	627 t	648 t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- (1) 環境教育、啓発活動の充実
 学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、資源ごみの回収等リサイクルの取組やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量や処理費の増大等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。
- (2) 過剰包装の抑制
 簡易包装の協力店や優良店表彰制度導入を検討するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。
- (3) 買い物袋持参の徹底
 買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を推進し、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の抑制を行う。
- (4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

ごみ処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を次表左欄のように定める。また、町民の協力、町の再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は次表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器	ガラスびん
— 無色のガラス製容器	
— 茶色のガラス製容器 — その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの。	PETボトル

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	70 t		68 t		66 t		64 t		62 t	
主としてアルミ製の容器	14 t		14 t		14 t		15 t		15 t	
無色のガラス製容器	(合計) 120 t		(合計) 122 t		(合計) 124 t		(合計) 126 t		(合計) 128 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	120 t	0 t	122 t	0 t	124 t	0 t	126 t	0 t	128 t	0 t
茶色のガラス製容器	(合計) 88 t		(合計) 89 t		(合計) 91 t		(合計) 92 t		(合計) 94 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	88 t	0 t	89 t	0 t	91 t	0 t	92 t	0 t	94 t	0 t
その他のガラス製容器	(合計) 41 t		(合計) 42 t		(合計) 42 t		(合計) 43 t		(合計) 44 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	41 t	0 t	42 t	0 t	42 t	0 t	43 t	0 t	44 t	0 t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)。	10 t									
主として段ボール製の容器	64 t		65 t		66 t		67 t		68 t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの。	(合計) 148 t		(合計) 162 t		(合計) 176 t		(合計) 192 t		(合計) 209 t	
	(引渡)	(独自処理)								
	148 t	0 t	162 t	0 t	176 t	0 t	192 t	0 t	209 t	0 t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

$$\text{特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} = \text{直近年度の人口一人当たり分別基準適合物等の収集実績} \times \text{各年度の将来予測人口}$$

$$\text{特定分別基準適合物等の量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み} = \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績変動率}$$

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶・びん・段ボール製容器は、現在町内にある授産施設ワークプラザ南風（南風学園）で選別し、圧縮・保管する。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- (1) 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、町民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進審議会を設置し、推進体制を整備する。また、環境美化推進員や各種団体等と連携体制を整え、自主的な地域リサイクル活動を推進していく。
- (2) 各種団体等による集団回収を促進するため、奨励金交付等の助成を行い支援していく。
- (3) 毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。
- (4) 分別収集・選別保管コスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。